

伊佐市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月29日(火) 午前9時00分から9時54分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員

1番委員 7番委員
3番委員 9番委員
4番委員 10番委員
5番委員 11番委員
12番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員 9番推進委員
2番推進委員 10番推進委員
3番推進委員 14番推進委員
5番推進委員 15番推進委員
6番推進委員
8番推進委員

4. 欠席委員 (7人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 11番委員 12番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「非農地証明願」について

議案第6号「辞任届」の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。現在、台風が3つ発生しておりますが、今のところ県内への影響は無いようであります。また、日中は非常に暑いので体に気を付けて活動をお願いいたします。また、利用状況調査が9月の総会までとなっております。暑い日が続きますので水分を取りながら調査をお願いします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。11番農業委員と12番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料は1ページから3ページ、農業経営基盤強化促進法による解約が10件、うち中間管理機構経由が3件です。以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（貸借）」に係る

意見決定につきまして、9ページの総括表をご覧ください。期間は1年から10年で、面積は合計57,355㎡で利用権を設定する者の数は21人、設定を受ける者の数は9人です。土地の詳細については資料4ページから8ページ、番号1番から21番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から12番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定
農 業 委 員 のうち、整理番号1番につきまして、去る8月25日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 HKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 HSさんは、鹿児島市向陽に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字松下267番2ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で3,414㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証

明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る8月25日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 TRさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柿内2102番1、地目は畑、地積は1,074㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約15kmの農地です。譲受人は新規就農者であります。経営意欲はあり農機具等は確保されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る8月24日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 NTさんは、鹿児島市明和に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口目丸字大牟田1086番6で、地目は田、地積は1,476㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る8月24日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。</p> <p>申請人 TKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は40歳です。 渡し人 HNさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は75歳です。 申請地は、伊佐市菱刈田中字沖田1618番5、地目は畑、地積は2,574㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>整理番号5番、6番について、4番農業委員の報告を求めまます。</p>
4 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る8月21日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人 NTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は72歳です。 渡し人 SKさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は73歳です。 申請地は、伊佐市大口目丸字吉原195番1ほか1筆、地目は全て田で、地積は2筆合計で2,394㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る8月21日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人 KTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は25歳です。 渡し人 OJさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は53歳です。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字宮ノ前649番3で、地目は畑、地積は902㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1.1kmにある農地です。新規就農者であります。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p>

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番、8番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきままして、去る8月24日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたしまます。

申請人 OKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 TMさんは、三重県四日市市三ツ谷町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口小木原字日ノ丸1510番1ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で1,993㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きままして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきままして、去る8月24日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたしまます。

申請人 OKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 HSさんは、熊本市西区島崎に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口小木原字日ノ丸1510番3、地目は田、地積は996㎡の所有権移転売買であり、先程報告しまました整理番号7番との隣接地になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、1番農業委員の報告を求めまます。

1 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る8月27日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。</p> <p>申請人 SNさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は56歳です。</p> <p>渡し人 YYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は57歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口篠原字志木山1800番20、地目は畑、地積は1,042㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>整理番号10番について、事務局の報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る8月22日に2番農業委員が現地調査を行いましたので、事務局が代理報告いたします。</p> <p>申請人 KSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は52歳です。</p> <p>渡し人 YIさんは、霧島市国分松木町に居住される市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1376番1ほか2筆、地目は全て畑、地積は3筆合計で1,426㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約100mで良く管理された農地です。新規就農者であります。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議 長	<p>整理番号11番、12番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
1 0 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る8月26日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請人 KIさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は81歳です。</p> <p>渡し人 YKさんは、東京都八王子市小比企町に居住される市外住民で</p>

す。

申請地は、伊佐市大口宮人字平田1678番地4ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で2,508㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約100mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。続きまして、整理番号12番につきまして報告いたします。

申請人 KIさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 YKさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字伊ヶ月1318番地4、地目は畑、地積は2,656㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約800mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から12番については許可が決定いたしました。整理番号13番につきましては、この議案は4番農業委員が代理人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、4番農業委員の退席をお願いします。

(4番農業委員退席)

議長 5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る8月24日に現地調査を行い

ましたので、5番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は59歳です。

渡し人 TSさんは、沖縄県糸満市潮崎町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口青木字西原ノ後3010番で、地目は畑、地積は411㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1.5kmですが、近く隣接の空き家に居住することです。新規就農者であります。現在の果樹園を引き続き自家用として栽培していくこととあります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。整理番号13番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号13番は、許可が決定しました。ここで、4番農業委員の入室をお願いします。

(4番農業委員着席)

4番農業委員、許可が決定いたしました。

議長 案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数13件について、13件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、この議案は4番農業委員が代理人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、4番農業委員の退席を

お願いします。
(4番農業委員退席)

議長 7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月24日、申請人の代理人であるY行政書士の立会いのもと、11番推進委員、13番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。
申請人は、伊佐市菱刈川北にお住いのOHさんで、年齢は93歳です。
申請地は、伊佐市菱刈川北字上原2489番3で、地目は畑、地積は412㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場となっております。以前、申請人の親族が住んでいましたが、駐車場として使用していたとのことで事前着手による始末書が添付されています。

申請地は、湯ノ尾小学校から東へ約200mに位置しており、北側は宅地、東側は道路を挟んで宅地、南側及び西側は畑であります。周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。ここで、4番農業委員の入室をお願いします。

(4番農業委員着席)

4番農業委員、許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月24日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、5番推進委員、9番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目にお住いのKTさんで年齢は25歳です。

譲渡人は、伊佐市大口大田にお住いのOJさんで年齢は53歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地となっており、転用目的は一般住宅であります。不許可の例外の集落接続施設に該当します。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字宮ノ前649番1で、地目は畑、地積は495㎡です。

所在地は、大口総合グラウンドから北へ約800mに位置しており、東側は宅地、西側は畑、南側は畑、北側は市道であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、この議案は4番農業委員が代理人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、4番農業委員の退席をお願いします。
(4番農業委員退席)

議長 11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る8月24日、申請人の代理人であるY行政書士の立会いのもと、5番農業委員、3番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大田に所在のある社会福祉法人S理事長AKさんです。

譲渡人は、長崎県西彼杵郡時津町左底郷にお住いのSHさんで市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地で用途区分は第一種中高層住居専用地域となっており、転用目的は運動場であります。

申請地は、伊佐市大口里字八石田15番1で、地目は畑、地積は443m²です。

所在地は、大口里保育園から南へ約50mに位置しており、南側は畑、東側、北側、西側は全て宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。ここで、4番農業委員の入室をお願いします。
(4番農業委員着席)
4番農業委員、許可が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る8月24日に、申請人の TKさんの立会いのもと、1番推進委員、8番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、1番が報告します。

申請人は、伊佐市大口篠原にお住いの TKさんです。

申請地は、伊佐市大口篠原字芳ヶ迫886番4ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で136㎡です。

申請地の所在地は、大口中央中学校から北へ約500mに位置しており、周囲の状況は、北側は宅地、東側は田、西側は宅地、南側は田であります。

非農地になった時期及び理由としては、平成20年12月に当該農地を相続するも、既に水路であり、かんがい用水路として使用されていたということで現在に至っております。平成15年頃、国道の拡張工事に伴い自己の水田に代替水路を通したようであります。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号2番について、この議案は4番農業委員が代理人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、4番農業委員の退席をお願いします。 (4番農業委員退席)
議	長	5番農業委員の報告を求めます。
5番農業委員		議案第5号「非農地証明願」についてのうち整理番号2番について、去る8月24日に、申請人の代理人である Y行政書士の立会いのもと、11番農業委員、3番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告します。 申請人は、沖縄県糸満市潮崎町にお住いの TSさんです。 申請地は、伊佐市大口青木字西原ノ後3009番3で、地目は畑、地積は135㎡です。 申請地の所在地は、大口温泉リハビリステーション病院から東へ約200mに位置しており、周囲の状況は、東側、西側、北側は宅地、南側は太陽光発電施設であります。 非農地になった時期及び理由としては、申請人の所有する宅地に隣接しており正確な年月日は不明ですが、申請人が相続した時点で20年以上前から耕作しておらず宅地と一体化され現在に至っております。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。ここで、4番農業委員の入室をお願いします。

(4番農業委員着席)

4番農業委員、許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「非農地証明願」については、2件申請のうち2件の非農地証明が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「辞任届」の承認について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 追加議案第6号「辞任届」の承認について説明いたします。令和5年8月24日付けで農業委員のDT委員より辞任届が提出されました。理由につきましては、「一身上の都合により8月31日をもって農業委員を辞任したいのでご承認願います。」と書かれております。

農業委員等に関する法律第13条の規定により、委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができます。委員会の同意とは、総会出席者の過半数によって決定することになりますので、ご審議方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますのでお諮りいたします。議案第6号、事務局説明のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	賛成多数。よって議案6号「辞任届」の承認については承認されました。
議 長	その他、事務局お願いします。
事 務 局	<p>総会資料の最終ページをお開きください。8月の月例報告をいたします。7日、8月の定例常設審議委員会が開催されましたが、諮問案件がありませんでしたので欠席です。22日、農業者年金加入特別推進研修会が鹿児島市で開催され、会長、会長代理、事務局が出席しました。24日、市内現地調査を一斉に行いました。29日、本日ですが第5回農業委員会総会です。</p> <p>9月の行事予定ですが、5日に9月の定例常設審議委員会が鹿児島市で開催予定です。22日が現地調査です。28日が第6回農業委員会総会となります。月例報告は以上です。</p>
議 長	その他、皆様から何かございませんか。
事 務 局	<p>先月の総会において、地域計画策定に基づく農地の利用意向調査について説明いたしました。調査表についての質問がございましたので、資料をお手元に配布しておりますのでご確認ください。内容につきまして説明させていただきます。</p> <p>今回の意向調査におきましては、個人宛の鏡文、調査用紙が2枚、記入要領が2枚と本日はお配りしておりませんが、返信用の封筒を同封しまして、9月1日の広報誌配布時に、自治会長経由で農地所有者の方に配布いたします。対象者は、市内約4,100名の方となります。回収方法は、各コミュニティ協議会に回収ボックスを設置させてもらいそのボックスへ投函していただく計画です。</p> <p>記入については、右肩に提出書類①と記載されているものについては、今回の調査内容が個人情報を含んでいることから、その取扱いについての同意書になります。提出書類②につきましては、農地所有者の農業経営に関する意向調査になります。設問が9つあります。今後の経営についての設問ですので委員の皆様にご相談等があるかもしれませんので、その際は、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>その他、皆様から何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」という声、あり。）</p>
事 務 局 長	以上で、令和5年度 第5回農業委員会総会を終了します。

姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時54分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 11 番

伊佐市農業委員 12 番